

鳥取県特別栽培農産物認証団体一覧表（令和4年度第3回）※注1

生産登録日：令和4年12月28日

生産登録番号	認証団体名	住所	認証作物	化学肥料 (窒素成分量) 削減割合	節減対象農薬 (農薬) 削減割合 ※注2
4-32	有限会社みどり農産 代表取締役 山崎 俊宏	鳥取市気高町常松320-3	水稲（コシヒカリ）	不使用	7割
4-34	有限会社山岡 代表取締役 山岡 茂	鳥取市下段425	水稲（コシヒカリ）	5割	7割
4-36	ナチュラル・ボジ 代表者 藤原 光義	鳥取市用瀬町古用瀬130-4	水稲（コシヒカリ、マンガツモチ）	9割	7割
4-37	因幡環境整備株式会社 代表取締役 國岡 稔	鳥取市用瀬町美成323-1	ニンジン	不使用	節減不使用
4-38	いなほ山彩の郷 福本 政男	鳥取市本高364番地	ハブ茶、アピオス	不使用	不使用
4-39	フロンティアファーム 中村 精	鳥取市嶋48	スナップエンドウ、カリフラワー	7割又は8割	8割
4-40	F A Z E N D A タナカ 代表 田中 和美	鳥取市河原町中井55	アスパラガス	不使用	8割
4-45	鳥取中央農業協同組合 中央営農センター 倉吉メロン生産部 部長 佐々木 敬敏	倉吉市横田150	メロン（半促成）	9割	5割
4-46	奥田 伸行	東伯郡北栄町六尾475	スイカ（ハウス、トンネル）	不使用	7割又は5割
4-47	竹信 慶一	東伯郡北栄町下種500	メロン（半促成）	5割	5割
4-48	村岡 武士	東伯郡北栄町上種300-1	中玉トマト（半促成）、ミニトマト（半促成）	9割	5割
4-49	妻波有機農業栽培グループ 松井 幸良	東伯郡北栄町妻波1275	パセリ	不使用	8割又は9割
4-50	大島パトロール隊 代表 飯田 義憲	東伯郡北栄町大島710	ブラックベリー	不使用	不使用
4-51	松本 清志	東伯郡琴浦町大字倉坂145	サツマイモ、ジャガイモ	不使用	不使用
4-52	狩野 良昭	米子市河崎1424-8	ダイコン	6割	8割
4-53	福井茶生産組合 代表 中坂 宗司	米子市淀江町福井226番地	茶	5割	8割
4-54	前田 輝	米子市永江290番地 県住53の1棟328号	白ねぎ(夏ねぎ、秋冬どり)、タマネギ、ニラ、ジャガイモ、ダイコン、カブ、ニンジン、エンドウマメ、ソラマメ、インゲンマメ、レモンガラス、トウガラシ、カンショ、サトイモ、コウサイ、大豆、小豆、トウモロコシ、ナス、ピーマン、キュウリ（夏秋どり）、カボチャ、レタス、シュンギク、ブロッコリー（初夏どり）、オクラ	5割又は6割又は7割又は8割又は不使用	5割又は6割又は7割又は8割又は9割又は節減不使用又は不使用

※注1 生産登録内容の公表を希望された団体のみ掲載しています。
記載内容は生産登録段階（計画）の数字です。実際の削減割合等については、個別に確認が必要です。

※注2 節減対象農薬（農薬）削減割合欄の記載方法
 (1) 農薬を栽培期間中に全く使用しない場合は「不使用」と記載。
 (2) 「種子消毒した種子しか購入できず、栽培期間中に節減対象農薬を使用しない場合」又は、「有機JAS規格で使用可能な農薬のみを使用する場合は、「節減対象農薬不使用」と記載。
 (3) 「節減対象農薬を使用する場合は「〇割」と記載。
 *「節減対象農薬」とは、「化学合成農薬」から「有機農産物のJAS規格で使用可能な農薬」を除外したものをいいます。
 なお、化学合成農薬不使用の種子・苗等の入手が困難な場合は、入手以前に使用された化学合成農薬は除きます。